

久御山町小規模事業者向けＬＥＤ照明機器交換支援補助金交付要綱

(目的)

第１条 この要綱は、ＬＥＤ照明機器の取り替えを行う事業者に対し、その取り替えに要する経費の一部を支援することにより、省エネルギー効果の高いＬＥＤ照明の普及を促進し地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する事業者をいう。
- (２) 事業所等 居住用途に供する部分を除く事業所、事務所、工場、店舗等をいう。ただし、事業者が従業員等の居住用途に供する部分に設置する場合は、この限りでない。
- (３) ＬＥＤ照明機器 ＬＥＤを光源に使用し、屋内に固定して使用する照明機器（コンセント式又は電池式等の容易に持ち運ぶことができるもの及びランプ単体を除く。）をいう。

(補助対象者)

第３条 久御山町小規模事業者向けＬＥＤ照明機器交換支援補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている小規模事業者とする。

- (１) 久御山町内に引き続き 1 年以上住所を有し、継続して 1 年以上事業を営んでいること。
- (２) 町税を完納していること。
- (３) 久御山町暴力団排除条例（平成 25 年久御山町条例第 15 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等及び同条第 5 号に掲げる暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象事業)

第４条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (１) ＬＥＤ照明機器を取得し、久御山町内の事業所等に新たに設置する事業。
- (２) 久御山町内の事業所等に既設のＬＥＤ照明以外の照明機器を工事によりＬＥＤ照明機器に交換する事業。

(補助対象経費)

第５条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、Ｌ

ＥＤ照明機器の購入費及びその設置に直接関わる費用とする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は上限金額 10 万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、久御山町小規模事業者向けＬＥＤ照明機器交換支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第 8 条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、久御山町小規模事業者向けＬＥＤ照明機器交換支援補助金（変更）交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（取下げ届出）

第 9 条 前条の交付決定を受けた者が、事業を中止しようとするときは、速やかに久御山町小規模事業者向けＬＥＤ照明機器交換支援補助金取下げ届出書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更等）

第 10 条 第 8 条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業の内容の全部又は一部を変更しようとするときは、あらかじめ久御山町小規模事業者向けＬＥＤ照明機器交換支援補助金変更交付申請書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、久御山町小規模事業者向けＬＥＤ照明機器交換支援補助金（変更）交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（事業完了報告）

第 11 条 補助対象事業を完了した申請者は、事業完了後速やかに、久御山町小規模事業者向けＬＥＤ照明機器交換支援補助金実績報告書（様式第 5 号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び請求）

第 12 条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、当該補助対象事業が適正に実施されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、久御山町小規模事業者向けＬＥＤ照明機器交換支援補助金確定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項に規定する通知を受けたときは、久御山町小規模事業者向

けLED照明機器交換支援補助金支払請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 本要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。

(4) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正の行為があったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。